

個人番号カードの交付申請をされた皆さんへ

通知カードをお受け取り後、個人番号カードの交付申請をされた方につきましては、順次お受け取りいただけるよう準備を進めていますので、下記の手順でお受け取りください。

個人番号カードは、マイナンバーを証するだけでなく、身分証明書としても使用できる大切なカードです。お受け取り後は厳重に管理してください。

●個人番号カードの受け取り手順

1. 交付通知書（はがき）が届くのをお待ちください

2. 交付通知書が届いたら、必要なものを持って期限までに指定の交付場所へお越しください

【個人番号カードの受け取りに必要なもの】

- ◎交付通知書（はがき）
- ◎通知カード
- ◎本人確認書類（15歳未満の方または成年被後見人に同行する法定代理人も必要）
- 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

3. 交付窓口での本人確認

4. 暗証番号の設定

数字4桁の設定です。署名用電子証明書機能を搭載している場合は、別に英・数字で6文字以上16文字以下の暗証番号の設定が必要です。お越しになる前にあらかじめ考えておいてください。

5. お渡し

※個人番号カードの受け取りは本人を原則としますが、病気、身体の障がいその他やむを得ない理由により、交付場所にお越しになることが困難な場合に限り、代理人が個人番号カードを受け取ることができます（暗証番号については、必ず事前に本人に確認しておいてください）。

■本人以外の方（代理人）が受け取る場合に必要なもの

- ◎交付通知書（はがき）
- ◎通知カード
- ◎本人の本人確認書類
- ◎代理人の本人確認書類
- ◎代理権を確認することができる書類
法定代理人の場合は戸籍謄本、その他法定代理人であることを証明する書類（本籍が釧路市の場合または本人が15歳未満で、代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合は不要）
任意代理人の場合は委任状等本人が代理人を指定した事実を確認できる書類（交付通知書の「委任状」欄に記入することでも可）
- ◎本人の受け取りが困難であることを証する書類（診断書、障害者手帳、施設に入所していることを証する書類等）
- 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

本人確認書類

1点でよいもの…住民基本台帳カード（顔写真付き）、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書

2点必要なもの…健康保険証、社員証、学生証、預金通帳など「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されている書類

問合先 マイナンバー専用ナビダイヤル ☎0570-001-946
市役所戸籍住民課戸籍住民担当 ☎23-5151内線1241・1242



人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです



釧路人権擁護委員協議会では、釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町の1市6町1村の民間の人たちである39人が法務大臣から委嘱され、人権擁護委員として活動しています。

人権擁護委員は「あなたの街の相談パートナー」として、いじめ・体罰、差別、セクシュアルハラスメントを受けたときなど、地域の皆さんからの人権に関する相談について、電話や面接で応じています。また、中学生人権作文コンテストの開催や、高校生、町内会などの団体に対してDVやデートDVに関する出前講座、小学校や中学校での人権教室などの人権啓発活動も行っています。

※DV（ドメスティックバイオレンス）、デートDV…夫婦・恋人などの親密な関係の中の暴力



平成27年9月5日「くしろ大漁どんぱく」にて啓発活動



平成27年1月31日「女性のためのなんでも相談」にて相談対応



ひとりで悩まず
お気軽にご相談
ください。



平成27年6月8日「ふれあい広場」にて啓発活動



平成27年12月2日「人権の花運動 絵画展」

みんなの人権110番
ナビダイヤル（有料） 0570-003-110

こどもの人権110番（通話料無料）
フリーダイヤル（無料） 0120-007-110

女性の人権ホットライン
ナビダイヤル（有料） 0570-070-810

問合先 釧路人権擁護委員協議会
(釧路地方法務局人権擁護課内 ☎31-5014)

原則、毎月第2・4金曜日に、市役所で無料人権相談を行っていますので、ぜひご利用ください。

2月は26日(金)に行います。

※予約は一週間前の金曜日午前8時50分から電話（市役所市民協働推進課☎31-4504）で受け付けています。

知っ得!! ガッテン講座

無料 人権擁護委員 出前講座
お気軽にご利用ください!



人権擁護委員はあなたの街の相談パートナーです。「出前講座」を無料で実施しています。職場や町内会・サークルなどの勉強会、研修会等にお気軽にご利用ください。



相続と相続分

遺言について

成年後見制度

デートDVについて

DVについて

人権擁護委員は地域に密着した活動を行っています。

申込先 釧路人権擁護委員協議会 ☎31-5014